

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

「まん延防止等に伴う飲食店等への休業要請に伴う協力金について」

山梨県では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、**令和3年8月20日(金)0時から令和3年9月12日(日)24時までの間**、飲食店・喫茶店等、遊興施設、結婚式場で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている施設の休業等を要請しております。**休業等に協力した事業者のうち、交付要件を満たす事業者に協力金の交付が予定されております。**交付金額は以下の区分に応じた、いずれかの方式により計算した1日当たりの協力金支給額に9月12日(日)まで連続して要請に協力した日数を乗じた金額となります。申請方法につきましては、詳細が発表されましたら、後日ご連絡いたします。

① 措置区域内のグリーン・ゾーン認証施設が休業した場合

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の8月(又は9月)の1日当たりの売上高		
	75,000円以下	75,001~250,000円	250,000円超
	30,000円	上記売上高×0.4	100,000円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年8月又は9月からの 1日当たりの売上高減少額×0.4(上限額:200,000円)		

② グリーン・ゾーン認証施設が時間短縮営業を行った場合

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の8月(又は9月)の1日当たりの売上高		
	83,333円以下	83,334~250,000円	250,000円超
	25,000円	上記売上高×0.3	75,000円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年8月又は9月からの 1日当たりの売上高減少額×0.4(※上限額有)		

(※) 上限額は、措置区域内と措置区域外とで異なります。

措置区域内の場合は200,000円。

措置区域外の場合は200,000円又は令和元年若しくは令和2年の8月又は9月の
1日当たりの売上高×0.3のいずれかの低い額。

③ 措置区域内のグリーン・ゾーン認証を受けていない施設が休業した場合 2万円

措置区域：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、
笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、富士河口湖町、山中湖村
措置区域外：早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村、鳴沢村、道志村、小菅村、丹波山村

「臨時特別協力要請に係る休業要請協力金について」

山梨県では、上記の「まん延防止等に伴う飲食店等への休業要請」が発令される前に、人流を抑制し、飲食店等における感染拡大を防止するため、令和3年8月14日(土)0時から令和3年8月22日(日)24時まで休業要請等に応じた事業者へ協力金の交付が決定しておりました。詳細は下記のとおりです。上記の要請期間と重なる日程につきましては、両方の交付を受けることはできず、どちらかを選択して申請することになりますのでご注意ください。

〈交付要件〉

- ① 飲食業の営業許可を取得し、かつ営業の実態を有すること(ホテル・旅館については、旅館業法及び食品衛生法の営業許可を取得し、かつ営業の実態を有すること)
- ② 休業等を開始した日から8月22日まで連続して休業等をする事(※ただし、グリーン・ゾーン認証施設は営業時間を5時～20時までに短縮(ホテル・旅館においては飲食提供時間)することも可とする。)
- ③ やまなしグリーン・ゾーン認証を取得していること(8月12日までに申請している場合を含む)

〈交付金額〉 下記の1日当たりの協力金交付額に連続して休業した日数を乗じた金額

休業の場合

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の8月の1日当たりの売上高		
	75,000円以下	75,001～250,000円	250,000円超
	30,000円	上記売上高×0.4	100,000円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年8月からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限額:200,000円又は令和元年若しくは令和2年の8月の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

時短営業の場合

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の8月(又は9月)の1日当たりの売上高		
	83,333円以下	83,334～250,000円	250,000円超
	25,000円	上記売上高×0.3	75,000円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年8月からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限額:200,000円又は令和元年若しくは令和2年の8月の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

〈申請方法〉

令和3年8月31日(火)から令和3年11月1日(月)まで(同日の消印有効)郵送による申請

「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の

影響緩和に係る月次支援金について」

月次支援金は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等へ給付金を支給し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するものです。当事務所は、月次支援金の登録確認機関となっておりますので、月次支援金の申請に際し、事前確認が必要な場合はご連絡ください。

※以下の情報は令和3年8月20日時点の情報に基づいており、今後改定される可能性があります。

〈給付対象〉 ①と②と③の要件を満たせば、業種や地域を問わず給付対象となり得ます。

- ① 令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること。
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が平成31年1月～令和2年12月の同月と比べて50%以上していること。
- ③ **まん延防止等に伴う飲食店等への休業要請に伴う協力金の支給を受けないこと。**

〈申請期間〉 令和3年7月、8月、9月分 : それぞれ対象月の翌月から2ヶ月間

〈給付額〉 中小法人等 上限20万円/月

個人事業主等 上限10万円/月

算定式 【平成31年1月～令和2年12月の基準月（※1）の売上－令和3年の対象月（※2）の売上】

※1 基準月 : 平成31年1月～令和2年12月における申請対象月と同じ月

※2 対象月 : 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施の影響を受けた月で、基準月と比較して売上が50%以上減少した令和3年の月

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。